



大津市公報

令和2年12月28日
号外(第78号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
125 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
訓 令	
15 大津市職員の在宅勤務に関する規程の全部改正.....	1
16 大津市職員の時差勤務に関する規程の一部改正.....	2
教育委員会訓令	
5 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正.....	3

規 則

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月28日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第125号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第15号

大津市職員の在宅勤務に関する規程(平成30年訓令第8号)の全部を改正する。

令和2年12月28日

大津市長 佐藤健司

大津市職員の在宅勤務に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、在宅勤務の実施に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

在宅勤務 職員が、この訓令に定めるところにより、現にその居住する住宅その他在勤公署以外の場所であって市長が適当と認める場所において勤務することをいう。

職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(同法第22条の3第4項の規定により臨時の職に関して臨時的に任用される者及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用される者を除く。)をいう。

(在宅勤務の類型)

第3条 在宅勤務の類型は、次のとおりとする。

職業生活と家庭生活との両立の観点から次に掲げる職員が請求を行った場合において当該職員が行う在宅勤務(以下「第1号在宅勤務」という。)

ア 中学校就学前の子を養育する職員

イ 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)

第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員

ウ ア及びイに定めるほか、市長が別に定める職員

緊急の必要がある場合に、正規の勤務時間(勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)

以外の時間において、あらかじめ市長に指定された職員が行う在宅勤務(以下「第2号在宅勤務」という。)次に掲げる場合に市長が必要と認める期間(以下「特定期間」という。)においてその命を受けた職員が行う在宅勤務(以下「第3号在宅勤務」という。)

ア 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症及び三類感染症並びに検疫法(昭和26年法律第201号)第2条に規定する検疫感染症及び同法第34条第1項の感染症の種類として指定された感染症をいう。)の予防及びそのまん延の防止をする必要があると市長が認める場合

イ 災害その他非常の事態により職員が在勤公署に出勤することが困難であると市長が認める場合
(在宅勤務の実施方法)

第4条 在宅勤務は、情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。ただし、第3号在宅勤務を行う場合であって、当該方法により難しいと市長が認めるときにあっては、この限りでない。

(在宅勤務を行う職員の登録)

第5条 在宅勤務を行う職員(前条ただし書の規定により情報通信の技術を利用する方法以外の方法で第3号在宅勤務を行う職員を除く。)は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする職員は、所定の様式による登録申請書を人事課長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録申請書を提出した職員が在宅勤務の対象であると認めるときは、当該職員について情報通信の技術を利用する方法による在宅勤務に必要な事項を在宅勤務職員登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

(登録の変更)

第6条 前条の規定により登録を受けた者(以下「在宅勤務登録職員」という。)は、登録を受けた事項であって市長が別に定めるものに変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。

(登録の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による登録を取り消すことができる。

特定期間にあるときを除き、在宅勤務登録職員が第1号在宅勤務又は第2号在宅勤務の対象となる職員でなくなったとき。

特定期間を終了する場合において、在宅勤務登録職員が専ら第3号在宅勤務を行うために第5条の規定による登録を受けた者であるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該在宅勤務登録職員の登録を抹消しなければならない。

(第1号在宅勤務の実施単位)

第8条 第1号在宅勤務は、1日又は勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間を単位として行うものとする。

(第1号在宅勤務の実施の手続)

第9条 在宅勤務登録職員は、第1号在宅勤務を行おうとするときは、市長が別に定めるところにより、所属長に対し、在宅勤務を行おうとする日(以下「在宅勤務日」という。)の3日前の正午までに第1号在宅勤務の実施の承認の請求をしなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

2 所属長は、前項の請求があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

(成果物の指定)

第10条 所属長は、在宅勤務日の前日までに在宅勤務を行う職員(第2号在宅勤務を行う職員を除く。以下「在宅勤務実施職員」という。)と協議の上、在宅勤務に係る成果物を指定するものとする。ただし、第3号在宅勤務を行う職員について当該指定が困難であると所属長が認めるときは、成果物を指定しないことができる。

(機器の貸与)

第11条 在宅勤務実施職員は、在宅勤務を行うために機器の貸与を受ける必要がある場合は、在宅勤務日の前日までにその旨を人事課長に報告し、その貸与を受けるものとする。

(第1号在宅勤務及び第3号在宅勤務に係る報告)

第12条 在宅勤務実施職員は、在宅勤務を開始し、及び終了するとき、並びに休憩を開始し、及び終了するときは、その都度所属長に電子メールその他の手段(以下「電子メール等」という。)で報告しなければならない。

2 在宅勤務実施職員は、在宅勤務を行ったときは、市長が別に定めるところにより、所定の報告書及び第10条の成果物(同条ただし書の規定により成果物の指定を受けていない場合にあっては、所定の報告書)を所属長に提出しなければならない。

3 在宅勤務実施職員は、在宅勤務中に業務により在宅勤務を行う場所以外の場所に赴くときは、当該場所、当該場所に赴く理由等を所属長に電子メール等で報告しなければならない。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。